

平成 25 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18 事 業 所
年 間 総 給 水 量	15,490,235 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	7,263,500 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	42,439 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	19,900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	998,363 千円
第 1 項 営 業 収 益	995,898 千円
第 2 項 財 務 収 益	1,483 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	982 千円

支 出

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	886,820 千円
第 1 項 営 業 費 用	800,822 千円
第 2 項 財 務 費 用	81,911 千円

第3項 事業外費用 3,587 千円

第4項 予備費 500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 658,447 千円は、過年度分損益勘定留保資金 555,404 千円、減債積立金 76,707 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,336 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 557,100 千円

第1項 企業債 557,100 千円

支 出

第1款 資本的支出 1,215,547 千円

第1項 改良費 557,430 千円

第2項 企業債償還金 402,919 千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 255,198 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)

(期 間)

(限 度 額)

第一北上中部工業用水道遠方監視制御装置等機能増設工事 平成 25 年度から平成 26 年度まで 27,000 千円

北上中部工業用水道ろ過施設電気設備等更新工事 平成 25 年度から平成 26 年度まで 122,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
-----------	-------	-----------	-----	-----------

建設改良事業	557,100 千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
--------	------------	-----------------------------	---	---

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、558,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|----------|------------|
| （1）職員給与費 | 100,663 千円 |
| （2）交際費 | 50 千円 |